

**「事業評価書 犯罪による収益の移転防止に関する法律
(平成19年法律第22号)により新設された規制」の要旨**

評価の対象とした政策

評価期間:平成20年3月から平成24年12月までの間

- 政策1 金融機関以外の特定事業者に対する顧客等の本人確認、取引記録等の保存及び疑わしい取引の届出義務規定の創設
- 政策2 外国為替取引に係る通知制度の創設
- 政策3 疑わしい取引の届出義務及び外国為替取引に係る通知義務についての報告徴収、立入検査及び是正命令制度の創設

評価の観点

有効性及び効率性の観点から評価する。

効果の把握の手法及びその結果

政策1

特定事業者からの疑わしい取引の届出件数

年別	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
届出件数	43,768	95,315	98,935	113,860	158,041	235,260	272,325	294,305	337,341	364,366
対前年比	+25,000	+51,547	+3,620	+14,925	+44,181	+77,219	+37,065	+21,980	+43,036	+27,025

疑わしい取引の届出情報を端緒として都道府県警察が検挙した事件数

年別	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
検挙事件数	175	337	390	570	886

一般新規事業者からの疑わしい取引の届出件数(業態別)

区分	年別	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
ファイナンスリース事業者		64	60	83	45	109
クレジットカード事業者		365	1,510	1,617	2,350	3,664
宅地建物取引業者		21	33	21	5	10
宝石・貴金属等取扱事業者		8	0	19	4	28
郵便物受取サービス業者		57	92	36	34	42
電話受付代行業者		0	2	0	0	0
合計		515	1,697	1,776	2,438	3,853

一般新規事業者等の本人確認等義務違反又は一般新規事業者の疑わしい取引の届出義務違反を対象とした国家公安委員会による意見陳述件数及び所管行政庁による是正命令件数

区分	年別	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
意見陳述件数		4	9	13	10	10
是正命令件数		2	7	3	9	9

政策2

特定事業者からの疑わしい取引の届出件数 政策1 に同じ。
疑わしい取引の届出情報を端緒として都道府県警察が検挙した事件数 政策1 に同じ。

業として為替取引を行う特定事業者からの外国送金に係る疑わしい取引の届出件数

区分	年別	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
外国送金		26,601	50,646	55,844	62,101	53,103	38,629
対前年比			+24,045	+5,198	+6,257	-8,998	-14,474
うち被仕向		2,178	4,582	7,501	9,374	8,622	10,337
対前年比			+2,404	+2,919	+1,873	-752	+1,715

外国為替取引に係る通知義務違反を対象とする国家公安委員会による意見陳述及び所管行政庁による是正命令 いずれも無かった。

政策3

特定事業者からの疑わしい取引の届出件数 政策1 に同じ。

疑わしい取引の届出情報を端緒として都道府県警察が検挙した事件数 政策1 に同じ。

届出・通知義務違反を対象とする所管行政庁又は国家公安委員会による報告徴収件数 若干数あり。

当該義務違反を対象とする所管行政庁による立入検査、国家公安委員会の指示を受けた都道府県警察による立入検査及び所管行政庁による是正命令 いずれも無かった。

評価の結果

有効性と効率性が認められることから、義務の履行が適正かつ円滑になされるよう今後も特定事業者への指導等に努める。

有効性

政策1

- (1) 特定事業者からの届出件数及び 警察が検挙した事件数はいずれも毎年相当数増加していることから、マネー・ローンダリング（以下「マネロン」という。）対策制度全体が有効に機能し、マネロンに利用されるリスクの抑制、マネロンに対する効果的な追跡等に資する枠組みの構築を進める効果を上げており、マネロン防止に関する国際的な連携を確保する効果を上げている。
- (2) 一般新規事業者からの届出件数は全体的には毎年相当数増加していることから、一定の効果を上げている。
- (3) 意見陳述及び是正命令件数は、一定の事業者等に対していずれも毎年一定数あることから、義務履行ができていない事業者等に対する改善措置等により、一般新規事業者等がマネロンに利用されるリスクを抑制する一定の効果を上げている。

政策2

- (1) 及び が増加していることから、マネロン対策制度全体が有効に機能し、マネロンに利用されるリスクの抑制、マネロンに対する効果的な追跡等に資する枠組みの構築を進める効果を上げており、マネロン防止に関する国際的な連携を確保する効果を上げている。
- (2) 外国送金に係る疑わしい取引の届出件数は、制度創設前後でほぼ倍増しており、それ以降も制度創設前の水準を上回り、外国から日本への送金（被仕向）に係る届出件数も増加傾向であり、当該届出情報はマネロンに対する追跡等に活用されている。
- (3) 意見陳述及び是正命令の実施はいずれも無いことから、基本的には義務の履行が確保されていると認められる。

政策3

- (1) 及び が増加していることから、マネロン対策制度全体が有効に機能し、マネロンに利用されるリスクの抑制、マネロンに対する効果的な追跡等に資する枠組みの構築を進める効果を上げており、マネロン防止に関する国際的な連携を確保する効果を上げている。
- (2) 報告徴収は若干数の実施があり、立入検査及び是正命令はいずれも無かったことから、報告徴収を実施した事業者において、指導等によって改善措置が図られ、また、制度の創設自体が、当該義務の履行を一定程度担保していると考えられ、効果を上げている。

効率性

政策1から3までによって行政及び事業者に一定の負担は生じるが、行政及び事業者が生じる負担と比較して、特定事業者のマネロンへの関与が防止されることで業としての健全性・信頼性を確保できるなど、得られる効果が上回っていることから、効率性が認められると判断できる。